

医療安全管理指針

1) 医療安全に対する基本的な考え方

安全な医療の提供は医療の基本であり、医療の質に関わる重要な課題である。このため、私たちは事故のない安全な医療を提供しなければならないが、「人は誰でもエラーをおかす」という事実を前提にすれば個人の努力だけに依存した事故防止策だけでは限界がある。本指針は、このような考えのもとに、職員一人ひとりの事故防止策と麻生リハビリ総合病院全体の組織的・系統的な事故防止策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故を防止し、医療に係る全ての職員が安心して業務を遂行し、患者が安全な医療を受けられる環境を整える。また、職員は、「医療安全管理指針」を遵守、安全管理や事故防止の取り組みに積極的に参画する。

2) 本院において医療安全管理の推進ならびに事故発生時の緊急対応について、組織全体が迅速かつ効率的に機能するように、以下の組織および役職等を設置する。

- (1) 医療安全管理室
- (2) 医薬品安全管理責任者
- (3) 医療機器安全管理責任者
- (4) 医療放射線安全管理責任者
- (5) 医療安全管理者
- (6) リスクマネジャー

3) 職員に対する研修に関する基本方針

職員研修は安全のための基本的考え方、医療事故防止手法などについて職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、病院全体の医療安全を向上させることを目的に実施する。医療法に定められた年2回の全職員への医療安全研修を開催する。研修後は研修の評価をしてフィードバックする。

4) 報告等に基づく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

報告収集の目的は、収集した事例の分析、改善提案等により医療事故を防止し医療安全を確保するためのシステムの改善や教育・研修の資料とすることであり、報告者はその報告によって何ら不利益を受けないことを確認する。これらの目的を達成するため、全ての職員は自主的に報告を行うものとする。

5) 院内事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した際には、いついかなる事故であっても患者の生命及び安全を最優先に考え、医師・看護師等が連携し、患者の救命処置を行う。

6) 患者からの相談・苦情

医療安全における患者からの相談・苦情に迅速に対応することを目的として、患者サポートセンター（患者相談窓口）を設置する